【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第四十九条　削除

（改正前）

第四十九条　証券会社が顧客に信用を供与して行う有価証券の売買その他の取引（以下信用取引という。）その他の大蔵省令で定める取引については、当該証券会社は、大蔵省令で定めるところにより、当該顧客から当該取引に係る有価証券の時価に大蔵大臣が百分の三十を下らない範囲において定める率を乗じた額を下らない額の金銭の預託を受けなければならない。

②　前項の金銭は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券を以て充てることができる。

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】 （改正なし）

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第四十九条　証券会社が顧客に信用を供与して行う有価証券の売買その他の取引（以下信用取引という。）その他の大蔵省令で定める取引については、当該証券会社は、大蔵省令で定めるところにより、当該顧客から当該取引に係る有価証券の時価に大蔵大臣が百分の三十を下らない範囲において定める率を乗じた額を下らない額の金銭の預託を受けなければならない。

②　前項の金銭は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券を以て充てることができる。

（改正前）

第四十九条　証券業者が顧客に信用を供与して行う有価証券の売買その他の取引（以下信用取引という。）その他の大蔵省令で定める取引については、当該証券業者は、大蔵省令で定めるところにより、当該顧客から当該取引に係る有価証券の時価に大蔵大臣が百分の三十を下らない範囲において定める率を乗じた額を下らない額の金銭の預託を受けなければならない。

②　前項の金銭は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券を以て充てることができる。

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】

（改正後）

第四十九条　証券業者が顧客に信用を供与して行う有価証券の売買その他の取引（以下信用取引という。）その他の大蔵省令で定める取引については、当該証券業者は、大蔵省令で定めるところにより、当該顧客から当該取引に係る有価証券の時価に大蔵大臣が百分の三十を下らない範囲において定める率を乗じた額を下らない額の金銭の預託を受けなければならない。

②　前項の金銭は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券を以て充てることができる。

（改正前）

第四十九条　証券業者が顧客に信用を供与して行う有価証券の売買その他の取引その他の大蔵省令で定める取引については、当該証券業者は、大蔵省令で定めるところにより、当該顧客から当該取引に係る有価証券の時価に大蔵大臣が百分の三十を下らない範囲において定める率を乗じた額を下らない額の金銭の預託を受けなければならない。

②　前項の金銭は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券を以て充てることができる。

【昭和29年6月26日 法律第198号】

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第四十九条　証券業者が顧客に信用を供与して行う有価証券の売買その他の取引その他の大蔵省令で定める取引については、当該証券業者は、大蔵省令で定めるところにより、当該顧客から当該取引に係る有価証券の時価に大蔵大臣が百分の三十を下らない範囲において定める率を乗じた額を下らない額の金銭の預託を受けなければならない。

②　前項の金銭は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券を以て充てることができる。

（改正前）

第四十九条　証券業者が有価証券の売買その他の取引についてその顧客に供与することができる信用の額は、当該取引に係る有価証券の時価に大蔵大臣の定める率を乗じた額を超えてはならない。

②　前項の規定により大蔵大臣の定める率は百分の五十五を超えてはならない。

③　前二項に規定するものの外、信用の供与に関して必要な事項は、政令で、これを定める。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第四十九条　証券業者が有価証券の売買その他の取引についてその顧客に供与することができる信用の額は、当該取引に係る有価証券の時価に　大蔵大臣の定める率を乗じた額を超えてはならない。

②　前項の規定により大蔵大臣の定める率は百分の五十五を超えてはならない。

③　前二項に規定するものの外、信用の供与に関して必要な事項は、政令で、これを定める。

（改正前）

第四十九条　証券業者が有価証券の売買その他の取引についてその顧客に供与することができる信用の額は、当該取引に係る有価証券の時価に証券取引委員会の申出により大蔵大臣の定める率を乗じた額を超えてはならない。

②　前項の規定により大蔵大臣の定める率は百分の五十五を超えてはならない。

③　前二項に規定するものの外、信用の供与に関して必要な事項は、証券取引委員会規則で、これを定める。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第四十九条　証券業者が有価証券の売買その他の取引についてその顧客に供与することができる信用の額は、当該取引に係る有価証券の時価に証券取引委員会の申出により大蔵大臣の定める率を乗じた額を超えてはならない。

②　前項の規定により大蔵大臣の定める率は百分の五十五を超えてはならない。

③　前二項に規定するものの外、信用の供与に関して必要な事項は、証券取引委員会規則で、これを定める。